

川越市総合計画審議会の会議の運営に関する要領

川越市総合計画審議会規則（平成 26 年規則第 60 号）第 5 条の審議会の運営に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、会長が会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 1 月 22 日から施行する。